

# せいきょう虹の会会則

(目的)

第1条 この会は協同互助の精神に基づき会員相互の研修と親睦を図るとともに、京都生活協同組合・及び関連会社との連帯を通じて、平和とくらしを守る生協運動の発展と会員の事業発展に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この会はせいきょう虹の会と称する。

(事務所及び事務局)

第3条 この会の運営のため、事務所を京都生協内におく。事務局は役員会で定める。

(会の構成)

第4条 この会の会員は京都生活協同組合の取引業者・団体で構成する。

2. 虹の会の趣旨に賛同し、入会せんとする者は役員会の同意を得るものとする。
3. 次の場合は会員の資格を失うものとする。この場合、会費は返却しない。
  - ① 京都生協との取引が消滅した場合
  - ② 退会を申し出た場合
  - ③ 会費を払い込まない場合
  - ④ 虹の会の趣旨に反し、著しく名誉を汚した行為のあった場合

(事業)

第5条 この会は目的達成のため、次の事業をおこなう。

2. 会員相互の研修及び交流
3. 会員と生協の専従役員との交流及び意見交換の実施
4. 会員と生協組合員との交流及び研修会の実施
5. 商品の開発、普及のための活動及び催事
6. その他、目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 この会は役員会を設置する。

2. 役員は総会において選出する。
3. 役員会は互選により、会長1名、副会長2名～5名、監査2名を選任する。
4. 役員の任期は1年とし、再選を妨げない。
5. 役員会は会長が招集する。

(顧問)

第7条 この会は顧問を若干名おくことができる。

2. 顧問は役員会の議をへて、会長が委嘱する。

(会議)

第8条 この会は第1条の目的を遂行するために、必要に応じて部会を設けることができる。

(会費)

第9条 この会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

2. 会費は1社1部会30,000円とし、毎年総会終了後1カ月以内一括納入するものとする。
3. この会に中途入会する場合は、会費の年額を納入するものとする。

(会計年度及び決算報告)

第10条 この会の会計年度は毎年3月21日から翌年3月20日までとする。

2. 決算は定期総会において、報告、承認する。

(会則の変更)

第11条 この会則の変更は総会の議決をへておこなう。

付則

第12条 この会則は1984年11月26日から施行する。

第13条 初年度会計期間は、1984年11月26日から1985年3月20日とする。

第14条 第10条の改訂は1993年度の会費から適用する。

第15条 第1条・第6条の改訂は2005年4月16日からとする。

第16条 第6条の改訂は2007年4月14日からとする。

第17条 第9条の改訂は2015年4月21日からとする。

第18条 第9条の改訂は2026年4月14日からとする。